

新型コロナウイルス感染症に関する横浜町対処方針

1. 概要

1月21日以降、横浜町では「公共施設の一部利用休止及び行事・イベントの中止期間」を定め感染予防対策を実施しており、町有施設の利用についても、5月10日までは町外の方の利用についてはご遠慮いただくよう協力をお願いしてきたところですが、5月11日以降の感染防止対策については、一部を緩和し、町外の方でも町有施設のご利用を可能とします。

しかしながら、県内の感染状況は、依然として警戒をすべきレベルであり、今後も警戒を緩めることなく、基本的には、日常生活や飲食・会食などに係る感染防止対策を継続してまいりますようお願いいたします。

2. 5月11日以降の公共施設の利用及び行事・イベント等について

1) 公共施設の利用

・公共施設については、利用形態に応じた感染防止対策を徹底する。

2) 行事・イベント等

- ・三密の発生や大声での発声等が想定されない場合は、徹底した感染防止対策を実施したうえで開催する。
- ・感染防止対策の徹底が難しい場合には、中止・延期や開催方法の見直しを含め慎重に判断する。

3) 町立学校における対応

- ・学校行事等は、地域の感染状況等を踏まえて内容や方法を工夫して実施する。(必要に応じて、中止や延期を検討)
- ・部活動については、徹底した感染防止対策を講じた上で、公式試合及び公式戦以外も実施可能とする。ただし、公式戦以外については、県内(可能な限り同地区)の学校間に限定し、宿泊並びに交流校との飲食は禁止。また、合宿も禁止とする。
- ・外部人材は、日常的に来校している者を除き、来校による直接指導の原則禁止。

5月11日以降の感染防止対策のポイント

5月10日までの取組	5月11日以降の取組
1. 行事・イベント、施設等	
① 町主催の行事・イベント等	
<ul style="list-style-type: none"> ○三密発生、大声での発声等が想定されないときには、徹底した感染防止対策を実施した上で開催 ○感染防止対策の徹底が難しい場合には、中止・延期や開催方法の見直しを含め慎重に判断 	<ul style="list-style-type: none"> ○三密発生、大声での発声等が想定されないときには、徹底した感染防止対策を実施した上で開催 ○感染防止対策の徹底が難しい場合には、中止・延期や開催方法の見直しを含め慎重に判断
② 町有施設	
<ul style="list-style-type: none"> ○多くの方が利用する町有施設等について、利用形態に応じた感染防止対策を徹底（町外からお越しの方の利用をご遠慮いただく） 	<ul style="list-style-type: none"> ○多くの方が利用する町有施設等について、利用形態に応じた感染防止対策を徹底
2. 学校等における対応	
① 町立学校における対応	
<ul style="list-style-type: none"> ○学校行事等は、地域の感染状況等を踏まえて内容や方法を工夫して実施（必要に応じて、中止や延期を検討） ○部活動については、徹底した感染防止対策を講じた上で、公式試合及び公式戦以外も実施可能とする。ただし、公式戦以外については、県内（可能な限り同地区）の学校間に限定し、宿泊並びに交流校との飲食は禁止。また、合宿も禁止する。 ○外部人材は、日常的に来校している者を除き、来校による直接の指導の原則禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校行事等は、地域の感染状況等を踏まえて内容や方法を工夫して実施（必要に応じて、中止や延期を検討） ○部活動については、徹底した感染防止対策を講じた上で、公式試合及び公式戦以外も実施可能とする。ただし、公式戦以外については、県内（可能な限り同地区）の学校間に限定し、宿泊並びに交流校との飲食は禁止。また、合宿も禁止する。 ○外部人材は、日常的に来校している者を除き、来校による直接の指導の原則禁止

◎お問合せ

横浜町新型コロナウイルス感染症対策本部（役場総務課内）

TEL 0175（78）2111（内線326）